



税など

県からのお知らせ  
自動車税の納期限は6月2日(月)

自動車税は、毎年4月1日の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。必ず納期限までに納付してください。金融機関や県事務所の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカードでも納付できます。

詳細は、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。納税通知書が届いていない場合は、県自動車税事務所へご連絡ください。

自動車税に関する夜間電話相談窓口  
日時 5月7日(水)～9日(金)  
午後5時15分～6時15分

●夜間電話相談窓口  
県自動車税事務所自動車税第一課  
☎0743・51・0081



暮らし・環境

家庭用生ごみ処理機器の  
購入助成制度

5月の納付(普通徴収分)

納期限 **6月2日(月)**

- 種類 ●固定資産税(第1期分、全期前納分)  
●軽自動車税(全期分)



安全で便利な  
口座振替(自動払込)制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1ヵ月前までにしてください。

※口座振替(自動払込)制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

対象 処理機器を適正に維持管理し、堆肥を自ら利用することができる町内在住者。1世帯につき1基のみ。(同居世帯は1世帯とみなします)  
過去にこの助成金の交付を受けてから5年経過後、新たに購入した場合は、再度交付対象となります。  
助成金 消費税を除いた購入価格の2分の1(100円未満切り捨て)  
●家庭用電動式生ごみ処理機  
限度額 3万円  
●家庭用生ごみ処理容器(コンポスト容器など)  
限度額 3000円  
申込方法 町ホームページから申請書類をダウンロードするか、清掃工場へ申請書類を受け取り、申請書に販売業者の証明を受け、請求書・領収書を添えて清掃工場へ申請してください。



まちづくり

市街化調整区域における  
奈良県条例に規定する土地の区域の指定申出案の縦覧

市街化調整区域において新たな一戸建住宅、一戸建兼用住宅、工場(第一種住居地域でできる工場で、床面積の合計が300平方メートル以内のものなどの規制があります)などの立地が認められる区域の指定を受けるための指定申出案を、次のとおり縦覧します。  
指定する区域 大字大綱の一部



## 清掃工場からのお知らせ

### ● 5月1日(木)は資源ごみの収集日です

5月は毎月第1金曜日に行っている古新聞、紙パックの収集を前日の5月1日(木)に収集します。通常の収集曜日と異なりますので、お間違いのないようお願いします。

### ● 5月5日(月)「こどもの日」はもえるごみの特別収集を行います

もえるごみの収集日が月・木曜日の自治会は、午前8時30分までに所定の集積場にごみを出してください。

#### ごみを清掃工場へ持ち込めます

時間 午後1時～4時

費用 10kgにつき50円(家庭ごみ)

※10kg未満は10kgとみなします。

※持ち込みの場合、袋の指定はありません。  
※指定ごみ袋を使用している場合や、分別された資源ごみの持ち込みは無料です。

### ● 5月6日(火)「みどりの日の振替休日」は、町内収集の休業日です

この日はごみの収集を行いません。もえるごみの収集日が火・金曜日の自治会は次の収集日に出してください。

#### ごみを清掃工場へ持ち込めます

時間 午前9時～正午

※費用などは上記をご覧ください。

☎ 清掃工場(環境管理課) ☎ 33-5003



## 中小企業資金融資制度

町では、商工業の振興と活性化を目的に、中小企業資金融資制度を実施しています。

資金使途 運転資金・設備資金・店舗改造資金(開店資金などは不可)

縦覧期間 5月7日(水)～21日(水)

(土・日曜日を除く)

縦覧場所 まちづくり推進室

意見書の提出要領 住所、氏名、電話番号と意見の要旨、その理由を記載した文書1通を、5月21日(水)必着で郵送か持参で次の提出先へ。

提出先 田原本町役場まちづくり推進室都市計画係(〒636・0392/田原本町890の1/☎34・2085)

対象 次の条件をすべて満たしている

中小企業者(遊興・娯楽などの興行的業者は対象外)

● 町内に1年以上居住している。(住民基本台帳に登録されている)

● 町内に事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいる。

● 町税などを完納している。

● 保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる。

● この制度による融資の債務がない。

(ただし、融資残高が当初融資総額の2分の1以下となった場合は借り換えができる)

● この制度の保証人になっていない。

融資額 700万円以内

融資利率 2・175%(変更になる

場合があります)

利子補給 融資利率のうち1・0%分

(融資利率に伴い、変更になる場合があります)

融資期間 6年以内(据え置き期間は6カ月以内)

連帯保証人 ▼法人：法人の代表者  
▼個人：原則不要

※特別な場合は異なります。

保証料 奈良県信用保証協会の保証を要し、町が負担

受付期間 5月7日(水)～平成27年2月6日(金)

申込 取扱金融機関を経由して産業観光課へ申請してください。受付順となり、融資枠に限りがあります。

取扱金融機関 奈良中央信用金庫本店・南都銀行田原本支店  
産業観光課商工観光係

☎ 34・2080